



鎌倉幕府の成立と南九州：
薩摩国における渋谷一族を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 阿部, 猛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000796

鎌倉幕府の成立と南九州

—薩摩国における渋谷一族を中心として—

阿 部 猛

北海道学芸大学釧路分校史学研究室

Takeshi ABE : On the Formation of the Kamakura

Shogunate Regime in Southern Kyū-Shū

—with special reference to shibuya Family in Satuma province—

1. は し が き

鎌倉幕府の成立が日本史上の劃期的な事件であることは疑いえない。従つて、この問題をめぐつて多くの研究が集積されてきたこともまた当然である。しかし、これら諸研究を通じていえることは、一般的に法制史的な視角からのものが多いことである。守護・地頭の設置の問題にしても制度史的な傾向が強い。最近における幕府成立史の研究においても依然としてこのような傾向を持つているように思われる。

ひとつの権力の成立を問題にするとき、多様な側面からそれは考察されなければならないが、最も主要な問題点のひとつは、その権力がいかにして在地に滲透していつたかを具体的に把えることであろう。こうした角度から鎌倉幕府の成立を考えると、やはり地頭の設置が主要な問題として浮びあがってくる。いわゆる「地頭領主制」の展開過程の追求である。本稿は、その問題を考える手がかりとして、場面を南九州にとり、そこでの具体相を示そうとするものである¹⁾。

註

- 1) 本稿は筆者の構想する「南九州における封建社会の展開過程——薩摩国の在地構造と渋谷一族を中心として——」（仮題）の第2章第1節～第3節に相当する部分の要旨である。なお第1章に相当する部分は北海道学芸大学紀要第1部B第11巻第2号に、「辺境における封建社会成立の前提——島津荘を中心として——」と題して発表した。

2. 地 頭 の 設 置

平安末期、九州の地は対宋貿易の上で重要な位置を占めていた¹⁾。平氏がこれに着目したのは当然のことであつて、平氏政権の性格を論ずる場合に、この問題がひとつの指標としてとりあげられるゆえんである²⁾。平氏と因縁の深い武士団は九州各地に散在していたが、一方、平氏政権の動揺期に反平氏の旗を挙げた武士団も多かつた。古代末期の内乱は、石母田正氏の指摘された如く³⁾、畿内や東国で展開されただけでなく全国的な規模を持つ文字通りの内乱であつた。既に保元乱の頃、薩摩国においては阿多忠景の叛乱があり、彼が「国人」として在地領主＝武士の私的な棟梁として成長しようとしたことがみられるし、統合過程において在地領主間の激しい闘争が展開されていたのである。

治承4年（1180）5月の以仁王と源頼政の挙兵に発する反平氏の動きは、8月の頼朝、9月の

義仲の挙兵によつて決定的なふみ切りをみたが、九州地方でも同じような情勢が生れていた。「鎮西謀反之輩、逐日興盛」「鎮西謀叛之者張本徒党十六人同意⁴⁾」という情報は京都にも届いていた。吾妻鏡には「於鎮西有兵革、是肥後国住人菊池九郎隆直、豊後国住人緒方三郎惟能等、反平家之故也、同意隆直之輩、木原次郎盛実法師（中略）已下率六百余騎精兵、固関止海陸往還、仍平家方人原田大夫種直、相催九州軍士二千騎遂合戦⁵⁾」とあり、反平氏勢力の興起と平氏方の対応が示されている。元暦2年（1185）長門壇の浦の決戦においても九州武士団は平氏の主力を構成していたとみられるように、九州は平氏の重要な基盤であつた⁶⁾。この平氏の基盤に対して頼朝が特別な配慮をしたことは推測に難くない。平氏滅亡後、九州を管領したのは範頼であつたが、彼の統治方針は明かでない。恐らく頼朝の指示に忠実に従つていたものと考えられる。

頼朝は、かつての平氏の基盤だつた九州の武士を御家人として組織することに意を用いた。和田義盛をして西国御家人の交名を注進させたり⁷⁾、日向国住人富山二郎大夫義良以下の鎮西の武士で御家人となるものについては他人の煩を止める旨の下文を出してその保護に努めたりした⁸⁾。しかし九州支配は必ずしも円滑にはいかず、随所で荘園領主側と衝突したのである。院は、鎌倉武士の自由狼籍を止め、顛倒せる荘園を元の如く国司、領家に付し乃貢を全くせんことを鎌倉に訴えたので、頼朝は中原久経・藤原国平の兩人を派遣し「巡検」させることにし、それとひきかえに、範頼に鎌倉帰還を命じた⁹⁾。範頼の鎌倉召喚は院に対する頼朝の妥協とみることができる。右のような情勢下に、元暦2年8月17日、惟宗忠久は島津荘下司職に任ぜられた¹⁰⁾。彼はこれより以前同年6月15日に伊勢国波出御厨の地頭職・同国須賀荘の地頭職に任ぜられている¹¹⁾。この両所はいずれも平信兼党類煩であつて、いわゆる平家没官領であつた¹²⁾。こののち同年11月いわゆる守護・地頭の設置となるのである。前述の如く忠久は下司職に任ぜられたが、彼がまた地頭職に任ぜられたことも明かである。文治2年4月3日付頼朝下文¹³⁾がそれを示している。その事書には「地頭惟宗忠久」とあり、本文には次の如くある。

右諸国諸庄地頭成敗之条者、鎌倉進止也、仍件職、先日以彼忠久令補任畢、而今殿下依令相替給、雖無領家之定、至于忠久地頭之職者、全不可有相違（中略）為武士并国人等恣致自由之濫行、或打妨御年貢物、或背忠久之下知、每事令对捍之由、有其聞、所行之旨、尤以不当也、自今以後、停止彼等之濫行、令安堵住人、不可違背忠久沙汰

右のうち「先日」というのが具体的にいつのことなのか明かでない。しかし、先の下司職＝地頭職でないとするならば、恐らくは文治元年11月の守護・地頭設置以後のことに属するであろう。このような限定を付する理由は、或る場合には下司職が地頭職と同意に用いられるからである¹⁴⁾。のちの史料に忠久のことを島津荘目代と呼んでいる例もあるから¹⁵⁾、これが下司に当たると思われ、忠久の下司職は地頭職でないと考えられる。いずれにせよ、前引下文によつて、南九州の地に地頭（惣地頭）が設置されて、それと国人層との間に緊張関係が存在したことが示されている。また欠年7月10日付関東御教書¹⁶⁾に、「島津庄々官等、不随惣地頭忠久下知之条、庄官等之企、尤以奇怪、有对捍之輩者、可令注申給者、前右大将殿仰如此、仍執達如件」とあるのも同様の事情を示している。前引下文に、「武士并国人」が地頭たる惟宗忠久の下知に随わないとのべているが、右の史料では「島津庄々官等」が対捍するといつている。この「庄官等」が御家人であれば問題はないが、非御家人である場合は問題である。頼朝は奥州征伐に際して、惟宗忠久に命じて、「右件庄官之中、足武器之輩、帯兵杖、来七月十日以前、可參着関東也、且為入見參、各可存忠節之状如件¹⁷⁾」としている。これは、土着勢力を御家人を通じて動員しようとする一即ち鎌倉幕府権力の滲透の一例となしうるが、こうした権限の行使がいかにして可能だつたかという点につ

いては不明である¹⁸⁾。

一方、頼朝は九州に対する支配の滲透をはかるために、側近である伊豆国御家人天野遠景を派遣した。彼の鎮西下向の時期は明かでないが、およそ文治元年末か同2年初め頃と推定されている¹⁹⁾。遠景は頼朝の期待に応じて武断的な施策を推進し、かなりの成果を収めたとされている²⁰⁾。しかし彼の強引なやり方は荘園領主側の反感を買った。内大臣家領筑後国瀬高荘について、遠景は「頼所務抑乃貢」えたものとして鎌倉に訴えられており、頼朝は「殊令驚給、速可止妨之由」を下命した²¹⁾。そして遂に、「神社仏寺之訴有其数之上、宇佐大菩薩神官不触社家致其誠、押取御神領日向国宮崎庄所当、宛行舎弟保高、或別取豊後国緒方御封田、宛下所従茂経、^(談力)毎年令懈怠年中神事条、有冥神慮之恐、無頭朝憲誠哉^(事)」²²⁾というわけで、遠景は恐らく建久6年(1195)頃に鎮西奉行を解任されたい。遠景の強行策は島津荘においても問題を惹起した。文治3年9月9日付頼朝下文²³⁾がそのひとつの史料となる。即ち、惣追捕使遠景の下知と号して従者を島津荘に放ち入れ荘家を冤凌したとの訴に対して、頼朝は「以庄目代忠久為押領使、致沙汰事」と命じている。

その後、惟宗忠久は建久8年(1197)に大隅・薩摩両国の守護に任ぜられた。即ち同年12月3日付前右大将家政所下文²⁴⁾によると、「可早為大隅薩摩両国家人奉行人、致沙汰条々事」として、「可令催働内裏大番事」「可令停止売買人事」「可令停止殺害已下狼藉事」の3条をあげている。第1と第3は事実上いわゆる大犯三箇条と同様のものであり、更に同下文に「右殺害狼藉禁制殊甚、宜守護國中可令停止矣」とあることよりして、これは忠久に対する両国守護補任状であると理解することができる²⁵⁾。右の下文に基いて同年12月24日に、忠久は薩摩国内の御家人に対して内裏大番を勤仕するため明春3月に参洛するように催促している²⁶⁾。日向国守護職についても建久8年以後のある時期に任ぜられたらしく、結局忠久は南九州3国の守護を兼ねた。建仁3年(1203)9月、比企能員誅滅事件に坐して守護職を奪われたが、薩摩国守護職のみは間もなく返付されたものと思われ、以後鎌倉末に至るまで改替はなかつた²⁷⁾。

さて一方、千葉介常胤も文治2年8月以前に島津荘寄郡5カ郡の郡司職(惣地頭職²⁸⁾)に任ぜられた。もちろん常胤自身下向したわけではなく、代官として紀太清遠が職務を執行していた。ところが代官はみだりに荘家に乱し種々の非法をなし、百姓らは安堵せず、荘の預所、地頭もその職務を遂行できぬ有様であつた。そこで頼朝は「清遠之所行、甚以奇怪也、以郡司職何可打妨預所・地頭之下知哉、自今以後、早可停止件非道狼藉、若尚令違背者、召取其身可処重科也²⁹⁾」と命じた。こうした惟宗氏や千葉氏の如き存在を通じて、鎌倉幕府の支配は在地にも滲透していくのであるが、更に具体的に在地の様相をみるために先ず薩摩国入来院関係史料をたどつてみたい。

平安時代以来、入来院の地に根を張つていたのは大伴一族であつた。平安時代を通じて、この一族がどのような歴史をたどつてきたか明かではないが、平安末期11~12世紀の頃にはかなり零落した状態にあつたらしい。伴信房は「貧弊不堪之身」であつたが「筋微力随堪」い任料を京都に納めて下文を賜り、薩摩郡山田村と同車内の地頭職に任ぜられた³⁰⁾。しかし、車内の地頭職は国目代の横妨にあい不知行となつてしまつた。そこで久安3年(1147)信房は地頭職の安堵を乞うた。車内分については「不及力」と放棄し、山田村地頭職だけは確保しようとしたのである。荘政所は「任先例可為地頭職」と安堵の外題を与えた³¹⁾。目代の横妨によつて地頭職を失うという弱さは当時の伴氏の勢力を示すものであるが、彼はまた荘別当であり入来院弁済使³²⁾でもあつた。いうまでもなく入来院は神社領のほかその大部分が「公領」即ち寄郡であつた。建久8年薩摩国

図田帳では「弁済使分五十五丁」「郡名分二十町」とあるが、信房の弁済使職も恐らくは右の「弁済使分」に相当するものであろう。一般に辺境の在地勢力の在り方の特徴は、一面で荘園の荘官であると共に、他面で国衙機構に何らかの形で連なっている点にあると考えられるが、信房の弁済使職もそのひとつの表現である。

伴信房の山田村地頭職は久安の外題安堵にも拘らず安泰ではなかつた。恐らくは保元の乱の少し前の数年間にわたって起つたと考えられている阿多忠景の叛乱³³⁾に際して、国内の「権門御領云、御庄国衙召物云押取」という事態が惹起され、その過程で忠景の舎弟忠永は信房の山田村地頭職を押取した。この事件がおさまると今度は仁六郎大夫兼宗が薩摩郡弁済使職として山田村地頭職を押領した。その後、信房の子信明が相続したが、寿永2年(1183)8月8日、信明は留守所に訴え、兼宗の非道を止め地頭職の安堵を乞い外題をえた³⁴⁾。

土着勢力間に展開された抗争の一例として、更に牛屎院の院司大秦元光の所領をめぐる紛争をみたい³⁵⁾。元光の先祖である元平が康和2年(1100)に「貢節之功」によつて牛屎院(郡)司に任命されてから代々継承してきた。ところが応保年中(1161~2)元重の代に至り「敵人家道」が国司庁宣を構え取つて知行4年に及んだ。再び道理に任せて元重は院(郡)司職に還補されたが、次いで元永が同職を継承知行した。承安2年(1172)ごろ「敵人重綱」が「以野心致濫訴」したが、これも秦氏に道理のあることが認められた。ところが安元元年(1175)に至り、国吉なるものが元光の名田を奪わんとしたので元光は右近衛府に訴えた。右近衛府に訴えたのは、元光が「相撲人」であつて同府に関係が深かつたからであろう。右近衛府は薩摩国衙に対して、国吉の横妨を止めるよう牒を送り、これは実行されたい³⁶⁾。同牒は「郡内田畠山野併無相違可知行郡務」といつている。右の府牒にも拘らず、安元2年国吉は「或相語国衙在庁官人等、或相語島津庄官等」い元光の名田の稲を刈取るの挙に出たので、元光はまた右近衛府に訴え安堵を乞うた³⁷⁾。

右の事件に登場する国吉は、建久図田帳にみえる牛屎院光武名50町の名主九郎大夫国吉のことであろうが、元光については同図田帳に「永松二百四十町内院司元光」とみえている。秦一族の所領に対する侵害は右の経過にもみる如く応保頃から顕著になつてきたのである。石母田氏も注目したように、それは阿多忠景の叛乱に続く時期である。推測するに、この頃から南九州の地には在地勢力間の激しい抗争がくり返されたのであろう。しかして右の秦氏の場合「敵人」は国衙在庁官人や荘官らを「相語」う、即ち共謀しているのであつて、元光はこの場合孤立した存在となつていた。従つて彼は自身が「相撲人」であることを以て、はるかに右近衛府にその保護を依頼するに至つたのであつた。在地諸勢力の離合集散は恐らくめまぐるしく展開されたであろう。そしてそのことが中央の権力に頼らざるをえない原因でもあつた。換言すれば、在地の抗争は他の有力なものを南九州のこの地に引入れる条件を作つたともいえるのである。鎌倉幕府の成立と御家人の配置は当然在地勢力の反撃を蒙つたが、他面、在地の分裂の故に比較的滲透しやすかつたともいえるのであるまいか。

平安末期以来の在地勢力間の抗争はそう簡単に終息したとは思われない。先にみた伴信房・信明父子の所領山田村はその後信明の嫡女に伝えられ、彼女は大蔵種章の妻となつたので種章が山田村地頭職を相伝した。文治3年7月富山四郎大夫則忠なるものが地頭職を押領したので留守所に訴え外題安堵をえている³⁸⁾。大蔵種章は建久図田帳に名を示す大蔵種明のことであつて、本来秦姓で、天慶の乱に純友追討使であつた春実の孫であるといわれる³⁹⁾。彼は建久図田帳をみると、阿多郡久吉名(145町4段)名主職・高城郡三郎丸名(10町)名主職・薩摩郡若松名(50町)の地

頭・名主職・同永利名(18町)の地頭・名主職・入来院内寄郡(55町)地頭職・頼娃郡内公領(34町)の郡司職などを所持する在庁官人であった。種章の地(名)頭職はその後種信に伝えられたが、彼が死去したとき代官の真清男が「庄国課役難堪之故」を以て逃脱してしまつた。その際に乗じて建暦(1211~2)の頃、弁済使友久がこれを押領した。種信亡きあと所領を相続すべきは源宗久の妻となつていた娘大藏氏であつたので、夫宗久は右の旨を記して建保5年(1217)8月摂関家に訴えて外題安堵をえた⁴⁰⁾。大藏氏は領主摂関家に訴えると共に鎌倉幕府にも訴えたので、建保6年幕府は薩摩国守護惟宗忠久に命じ右近将監友久の狼藉につき子細を尋ねしめた⁴¹⁾。忠久は右に基き「件村に大藏氏を可令為居」と地頭代に命じた⁴²⁾。こうした事件に鎌倉幕府の成立ということが具体的な姿をとつて現れてきている。山田村の大藏氏の如く鎌倉幕府権力に所領の保護を求めようとしたものがあると同時に、飽くまでその権力=具体的な現れである守護・地頭権力の滲透にプロテストする土着勢力もあつたわけである。意識的な反権力闘争ではなくても、新来の勢力と土着勢力の利害が一致せぬ以上、随所に衝突はみられた筈である。しかし、成立せる幕府権力は余りにも大きく、南九州の土着勢力は余りにも小さかつたといえよう。紛争のくり返しの中に、着々と封建的な体制が政治的にも進行したことは否定できない。建久8年末の惟宗忠久の守護補任は、南九州の地においても幕府権力の滲透が阻止できぬ現実となつたことを象徴的に示しているが、この段階で一応幕府の九州支配の基礎が確立したことをも示すのである。

はじめにのべたように、鎌倉幕府の「成立」を問題にするとき、守護・地頭の設置が大きな意味を持つことは否定できないであろう。しかしながら従来諸研究は、守護・地頭—とくに地頭設置の持つ意味を重視して、それが京都政権の基礎となる荘園にいかなる形で打撃を与えたかのみを問題としてきた。このような問題のたて方は当然次のような結論を生み出す。即ち、京都政権の基盤たる荘園を、地頭を通じて鎌倉幕府が「侵略」していくことによつて政権としての優位性を増していく、即ち京都政権の「没落」に結果する、と。しかし、こうしたみ方は余りにも単純すぎるのであつて、鎌倉幕府の京都政権に対する態度を少し詳しくみていけば、事柄はそう簡単なものとはいきれないのである。最近の研究はこの点を次第に明かにしつつある⁴³⁾。律令制的地方行政機構は意外に「健在」であつて、これを掌握せずには幕府は成立しえなかつた。前述の如く、辺境の在地勢力はとくに国・郡衙機構に連なり地方政治を支えていた。鎌倉幕府は当然地方行政機構の機能を利用しなければならなかつたし、また更に積極的に機構を奪取しなければならなかつた。この意味で、守護・地頭設置が、荘園だけでなく、国・郡衙に対してどのような打撃を与えたかを充分問題にせねばならない。

註

- 1) 森 克巳『日宋貿易の研究』
- 2) 簡単には木村礎編『日本封建社会研究史』参照。
- 3) 石母田正『古代末期政治史序説』下巻第Ⅲ章補遺Ⅲ
- 4) 玉葉・治承5年2月15日, 17日条
- 5) 吾妻鏡・治承5年2月29日条
- 6) 吾妻鏡・元暦2年3月24日条
- 7) 吾妻鏡・元暦2年5月8日条
- 8) 吾妻鏡・元暦2年7月22日条
- 9) 吾妻鏡・元暦2年7月12日, 8月13日条
- 10) 大日本古文書・島津家文書之一・3号
- 11) 大日本古文書・島津家文書之一・1号, 2号
- 12) 文治元年11月以前の地頭については安田元久『地頭及び地頭領主制の研究』第1章, 内田実「地頭領主制と鎌倉幕府」(『歴史教育』8-7)参照。
- 13) 大日本古文書・島津家文書之一・5号

- 14) 安田元久前掲書(註12)第1章
- 15) 大日本古文書・島津家文書之一・8号・文治3年9月9日付源頼朝下文
- 16) 大日本古文書・島津家文書之一・10号
- 17) 大日本古文書・島津家文書之一・9号・文治5年2月9日付源頼朝下文
- 18) この問題を考える史料として吾妻鏡・文治3年9月13日条所引北条時政奉書は注意される。
- 19) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』259頁
- 20) 天野遠景については、佐藤進一前掲書(註19)、石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(『史学雑誌』68-1)、竹内理三「鎮西奉行についての一の二の考察」(『魚澄先生古稀記念論叢』)、瀬野精一郎「鎌倉幕府の成立と九州地方の動向」(『歴史教育』8-7)参照。
- 21) 吾妻鏡・文治2年6月17日条
- 22) 益永文書・建久6年5月日付將軍家政所下文案、本文書についてはその様式の異様さから偽文書たるかの疑いがあるが、その内容については信憑すべきものであらうとされている。竹内理三前掲論文(註20)参照。
- 23) 大日本古文書・島津家文書之一・8号
- 24) 大日本古文書・島津家文書之一・11号
- 25) 佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』172頁
- 26) 長谷場家文書・建久8年12月24日付島津忠久催促状(『入来文書』入来関係文書10号)
- 27) 佐藤進一前掲書(註25)176頁
- 28) 大日本古文書・島津家文書之一・6号・文治2年8月3日付源頼朝下文では「郡司職」といい、入来院家文書82号・建長2年4月28日付関東裁許状(『入来文書』)では「惣地頭」といつている。
- 29) 大日本古文書・島津家文書之一・6号・文治2年8月3日源頼朝下文
- 30) 31) 入来院家文書103号・久安3年2月9日付伴信房解状(『入来文書』)
- 32) 弁済使については和歌森太郎「ベンザン考(序説)」(『史潮』44号)、拙稿「平安京の経済構造」(『国民生活史研究』2)参照。ここでは平安末期南九州における弁済使の性格を示すものとして次の史料を挙げておく。

御使下家司源(花押)

(加力)
庄政所下 百引村
 定遣弁済使職事
 勾当僧安兼
 (互)
人為彼職殊致勸農為令勤仕庄国之課役、所定遣如件、住民等宜用之、故下
 承安五年八月十四日 別当伴朝臣(下略)

(富山文書『日向古文書集成』101号)

右の史料は弁済使の性格を二つの点で明らかにする。第1は勸農権を持つこと、第2は莊園・国衙双方への「課役」の納入について責任を負うことである。

- 33) 石母田正前掲書(註3)492頁
- 34) 入来院家文書102号・寿永2年8月8日付伴信明解(『入来文書』)
- 35) 本事件については、石母田正前掲書(註3)502頁以下に詳しい。
- 36) 桑幡文書・安元元年8月日付右近衛府牒(『平安遺文』7-3705号)
- 37) 桑幡文書・安元3年4月日付右近衛府政所下文(『平安遺文』7-3787号)
- 38) 入来院家文書101号・文治3年7月日付大藏種章解状(『入来文書』)
- 39) 徳重茂吉「鎮西島津の庄」(『日本文化史の研究』)116頁
- 40) 入来院家文書128号・建保5年8月日付源宗久愁状(『入来文書』)
- 41) 大日本古文書・島津家文書之一・14号・建保6年10月27日付関東御教書
- 42) 大日本古文書・島津家文書之一・15号・建保6年11月26日中務丞忠俊奉書
- 43) 石井 進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係」(『史学雑誌』66-11)、同「鎌倉幕府と律令国家」(『中世の法と国家』)はその代表的なものであらう。

3. 渋谷一族の西遷

鎌倉幕府成立のはじめ、惟宗忠久と共に島津荘に支配力を持ったのは千葉介常胤で、彼は島津荘寄郡5カ郡の郡司職(惣地頭職)に補任されていた。この所職は曾孫秀胤まで伝えられたが、秀胤が宝治元年(1247)6月の三浦泰村の叛乱に坐して滅亡するや、代つて相模国の御家人渋谷

氏がこの地に入部してきた。

渋谷氏はその名の示す如く、相模国高座郡渋谷荘に本拠を置く御家人であつた。その出自は明かでないが、史上に名を示す渋谷荘司重国は桓武平氏を称し、高望王七世の孫といつている。平良文流秩父氏の一族で、秩父権守武基の男武綱は頼義の郎等として前九年の役に従軍し「武功第一」といわれ、その男基家は武蔵国橋樹郡河崎を領じて河崎冠者といい、その男は河崎平三大夫重家で、重国はその男であるといわれている¹⁾。重国は平安末期、平氏方に従つていた。平治の乱で敗れた佐々木秀義が近江国佐々木荘をすてて奥州に赴こうとしたとき、重国は秀義の勇敢に感じてこれを留め門客として扱つた。頼朝の挙兵に際しては、重国はもちろん平家方として石橋山に頼朝軍を攻めたが、戦後に頼朝方の佐々木兄弟をかばい、その「有情、聞者莫不感」といわれている²⁾。頼朝が房総の武士を率いて再び武蔵・相模に入つたとき、重国はそれに従つたと思われる。頼朝は渋谷重国および次男高重の「無二忠節」に感じて「渋谷下郷所済乃貢等」を免除したという³⁾。

重国には光重・高重・時国・重助・重近らの男子があつたが、宝治元年(1247)千葉秀胤の跡をうけて島津荘寄郡の惣地頭に任命されたのは恐らく光重である。光重には重直・実重・重保・重諸・定心・重貞ら6人の男子があつたが、所伝によれば太郎重直は相模国に留め、他の5人を薩摩国に下向させたという。そして次郎実重は東郷氏、三郎重保は禰答院氏、四郎重諸は鶴田氏、五郎定心は入来院氏、六郎重貞は高城氏の祖となつたのである。

多くの鎌倉御家人がそうであるように渋谷氏も散在所領を持つていた⁴⁾。定心が父の光重から譲与された所領は、相模国渋谷(吉田)上荘・伊勢国箕田大功田・美作国河会郷(荘)それに薩摩国入来院であつた⁵⁾。尤も既に寛元3年(1245)5月11日、定心は子息の明重・重経・重賢・重純の4人に対して、公事の勤仕について置文を書いているから⁶⁾、父光重から所領を譲得したのであつて、入来院はもちろん宝治元年になつて付加されたのである。

定心が入来院の地頭職を拝任したとき、すぐにぶつかつたのは院内に住む旧来の土着勢力に対する処置の問題であつた。この地に根を張つていた伴一族の信俊は入来院内塔原村の名主職を相伝し、次いでそれは子の信忠に伝えられた。文治2年(1186)千葉介常胤が郡司(惣地頭)職に任ぜられたが、信忠の名主職は「無相違」く安堵された。ところが寛元4年(1246)千葉秀胤が鎌倉から追放された事件のとき、信忠が訪れを怠つたという理由で名主職を没収された。これについて鎌倉に訴えようとしているうちに、秀胤は三浦泰村の叛乱に坐して滅亡し、渋谷定心が地頭に任命された。その際、信忠らは新地頭定心に起請文⁷⁾を捧げ「和与」した。同起請文の要旨は、①地頭得分に対捍せず、②地頭に背いて幕府に訴えない、という2項より成るものであつた。ところが3年後の建長2年(1250)に至り、再び定心と信忠の間に名主職を廻つて紛争が起つた。両者の争いは幕府のとりあげるところとなり「対決」の結果判定が下された。信忠は「当地頭定心可和与之由依令申、書与起請文事、而定心爰和与、令濫妨」と訴えたのに対して、定心は「件名主職者、為地頭進止之間、秀胤之時、信忠自代官之手、雖令補任之、同時又被改易畢、爰定心拝領件院之日、信忠出来書起請文之間、令還補畢、而依成向背、令改易畢」と弁明した。問題の核心は、地頭に名主職の補任・改易権=進止権があるか否かという点にある。幕府の裁定は次の如くであつた。信忠は、名主職は地頭の進止に属しないと主張しているが、秀胤が押領したときに訴訟せず、没収(押領)されたのちに定心に起請文を書いて名主職に還補された、この経過をみれば名主職が地頭の進止権下にあることは明かである、と⁸⁾。右の事件は、単に辺境の一隅に起つた小事件として片付けることのできない大きな意味を持つている。即ち、在地における土着

勢力の政治的・経済的な権限が、新来の惣地頭によつて否定されたのである。鎌倉幕府の成立が在地に与えた影響の大きさはこのようなところにも明瞭にみられる。

先にのべた如く、名主職をめぐる渋谷氏との紛争に当り、伴信忠は「当職者父信俊重代職也、当国御家人雖不帶御下文、知行所領之条、為傍例⁹⁾」とのべているが、これは名主職を安堵されることによつて御家人関係が生ずるということも示すのである。西国においては、御家人関係といつても東国の如く直接的な関係ではなく、はるかに弱い間接的なものであつたことは周知のところである。「西国輩雖不帶本御下文、以景時奉書、備御家人支証之条常例也¹⁰⁾」といわれる如く、便法を以て御家人関係が結ばれた。天福2年(1234)5月1日付関東御教書¹¹⁾をみると、

一、西国御家人所領事

右、西国御家人者、自右大将家御時、守護人等注交名、雖令催勤大番以下課役、給関東御下文、令領知所職之輩者不幾、依為重代之所帶、随便宜、或給本家領家之下知、或以寺社惣官之下文、令相伝歟、

とあり、関東下文を賜るものがむしろ例外であつたことを示している。こうした便法は、西国が本来平氏の地盤であり、鎌倉幕府としては、在地の把握を、旧土豪の御家人化という方策によつて急速に進めなければならなかつた事情によるのである。旧来からの土着勢力の上に、惣地頭という形で幕府の支配をかぶせ、土着勢力を御家人に組織すると共に、惣地頭に名主職の進止権を持たせることによつて支配を貫徹しようとしたのである。既に御成敗式目はその第38条において、惣地頭が所領内の名主職を押妨することを停めると共に、「名主又寄事於左右不願先例、違背地頭者、可被改名主職也」と惣地頭の進止権を認めている¹²⁾。

かくして渋谷定心と伴信忠の間の紛争も、名主職は地頭進止という原則から外れることなく、同一線上で解決をみたのである。これと全く同様な例は、高城郡に入部した重貞の男六郎太郎重秀と雑掌左近将監資通・前名主弥伴太師永の間における吉枝名をめぐる相論にも見出せる。吉枝名は、建久岡田帳には、地積19町で「名主在庁師高」とある。師高は伴氏、その後裔は武光氏を称した。この相論については建長4年(1252)6月30日付関東裁許状案¹³⁾がその大要を示している。それによつてみたい。対決は形の如く2問2答ののち幕府の裁決が出る形になつている。その論点を整理すると次の如くである。

<渋谷重秀の主張>①「吉枝名下地者、先例為地頭進止」である。資通・師永は共謀して「一向領家進退」といつているが虚言である。当名が地頭の進止に属することは、師永と舎弟高重相論のときの師永の陳状や六波羅に進めた状および起請文にも明かである。②師永陳状は、師永と子息伴二郎の前で書いたものである。師永はその内容を存知せぬといつているが偽りである。これについては別に証人もいる。

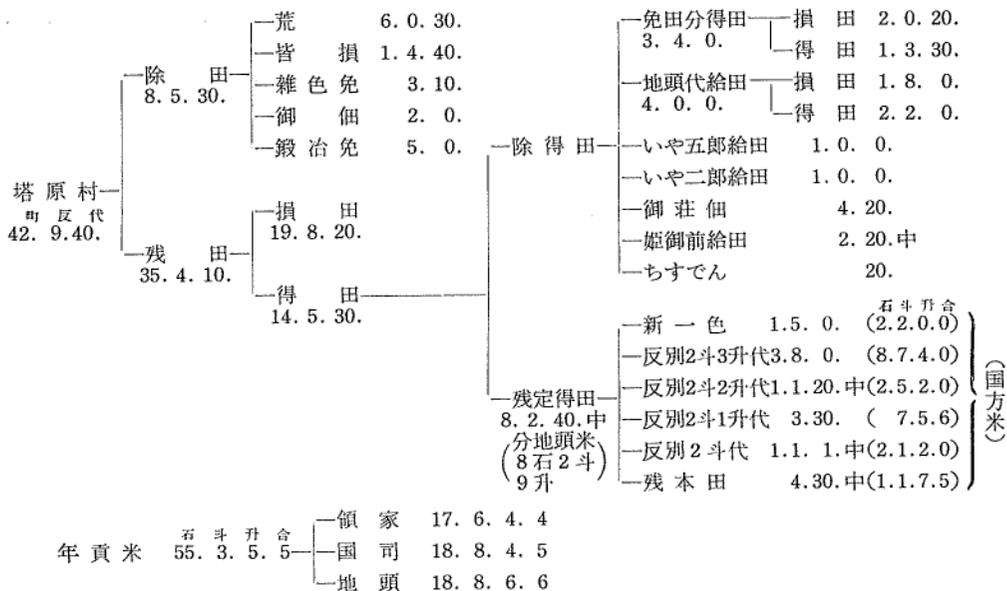
<雑掌左近将監資通の主張>①「当名者、為弁済使名分領家進止」である。しかし下地は「一向地頭進止」である。重秀は資通・師永が共謀しているといつているが、その事実はない。②「於所務者、云当名、云余名、領家・地頭致沙汰之条、当庄例」である。

<伴師永の主張>①兄弟相論のときに陳状を出したのは事実だが、これを書いたのは重秀後見のもので、自分は判を捺しただけである。右陳状に「地頭進止」と書いてあるというのが自分は全く知らない。②陳状を眼前で書いたというのは偽りである。弁済使職は領家の進止である。吉枝名下地は弁済使名である。建保7年3月預所下文により弁済使職は他人を補したが、舎弟高重は名主職に補されたのである。

<幕府の裁決>名主職は地頭進止に非ずと師永が提出した証拠文書は証拠とするに足りない。

を領家・国司・地頭で3分するのであるが、国司分がやや多いけれど、ほぼ3者が近い額を取得していることに注意すべきである。

以上、入来院の構成をトータルにみたのであるが、注文には、院内5カ村のそれぞれについて細かく記載されている。その5カ村は楠本・倉野・中村城籠・塔原・市比野である。これらすべてについてみるのは煩雑でもあるし紙幅の関係もあるから、のちの論述の都合上、塔原村ののみ表示してみる。



右表のうち「新一色」とあるのは、一色田が半輪であることから、比較的新しい半輪地と考えられる。ところで塔原村の分に、免田分得田(領家分)と地頭代給田があり、各々に「損田」「得田」の記載がある。これは両者が定田形態をとつていることを示している。これに反して、諸給田や雑色免・鍛冶免等は恐らく浮田形態をとつていたと考えられる。浮田=浮免であるから、これは所在の地が一定しておらず、その年々の得田のうちに宛てるのである。一般的にいつて、浮免段階では被給与者の土地に対する支配権は確立していないのであつて、それが定免化するとともに支配成立の端緒が生れるのである¹⁹⁾。地頭代給田が定免であることは、そのような点で意義がある。地頭の得米は残定得田のうちから「分米」として取得するが、これは段別1斗である。残定得田は国司方のものであつて、地頭が残定得田に段別1斗をかけるというのは、地頭権力の国司方への滲透のしかたを示すものである。

次に、右の注文の作られた建長2年から8年後の正嘉2年(1258)9月日付薩摩国司庁宣²⁰⁾は、地頭としての渋谷氏の支配権の問題を考える際の重要な史料である。同庁宣は、地頭たる重経・重賢・荒六に対して、入来院半分の所当米を沙汰するように命じたものであるが、その内容は、

国定肆拾柒石壹斗肆升伍合^{加輕物半分肆石陸斗參升定}

除築校宮立用田二町五段所当米十石国定

とある。しかして本文には、

為請所、有限仏神事、管府役例立用田外、不論旱水不熟損亡、任請文員数、可沙汰進とあるように、地頭の請負になつていたのである。その請文は存在しないが、右庁宣にみえる⁴⁷⁾

石1斗4升5合というのは、注文にいう国司方年貢米92石の約半分に相当する。

註

- 1) 西岡虎之助「坂東八カ国における武士領荘園の発達」(『荘園史の研究』下巻1) 563頁
- 2) 吾妻鏡・治承4年8月9日, 23日, 26日条
- 3) 吾妻鏡・養和元年8月27日条
- 4) 例えば山内氏は, 備後国地岨荘・摂津国富島荘・信濃国下平田郷・相模国早河荘に所職を持っていた(大日本古文書・山内^{山内}家文書10号・永仁3年3月29日付山内時通談状)。
- 5) 入来院家文書50・51・56・80号(『入来院文書』)など。
- 6) 入来院家文書80号・寛元3年5月11日付渋谷定心置文(『入来院文書』)
- 7) 入来院家文書81号・宝治元年8月5日付伴信俊同信忠同信資連署起請文(『入来院文書』)
- 8) 9) 入来院家文書82号・建長2年4月28日付関東裁許状(『入来院文書』)
- 10) 広峯文書・乾・正中元年12月21日付関東下知状, 安田元久『地頭及び地頭領主制の研究』414頁
- 11) 佐藤進一・池内義資共編『中世法制史料集』第1巻91頁
- 12) 筑後国上妻荘蒲原次郎丸名地頭主殿助泰房と名主足阿との相論についての宝治2年9月13日付関東下知状(室蘭文書)に, 「右大將家御時, 拝領地頭職御下文之輩, 被補惣地頭之日, 令安堵名主職, 号小地頭者, 鎮西之例也」「(足阿の申分) 建久御下文者親能拝領地頭職之後, 被成下畢, 是小地頭御下文也, 且西国之習, 被補惣地頭之所々, 皆成置小地頭者傍例也」「(惣地頭の申分) 名主職者地頭進退職也」とある。所務は惣地頭の所勘に従うべきことは「然則足阿為名主職, 相從惣地頭所勘, 於有年貢以下課役者, 任先例可致沙汰矣」とあるにより明らかである。安田元久前掲書(註10) 412頁, 水上一久「南北朝内乱に関する歴史的考察」(『金沢大学法文学部論集』哲史篇3) 21頁参照。
- 13) 入来院家文書163号・建長4年6月30日付関東裁許状(『入来院文書』)
- 14) 入来院家文書75号, 本史料の分析は, 西岡虎之助「中世前期における荘園的農村の経済機構」(『荘園史の研究』下巻2) に詳しく行なわれている。
- 15) 拙稿「平安京の経済構造」(『国民生活史研究』2)
- 16) 類聚三代格・巻6・弘仁13年閏9月20日付太政官符
- 17) 清水三男『日本中世の村落』176頁
- 18) 「中」は10代の半分を示す単位である。歌川学「中世に於ける耕地の丈量単位」(『北大史学』2号) 参照。
- 19) 西岡虎之助前掲論文(註14) 750頁, 拙著『日本荘園成立史の研究』第2篇
- 20) 入来院家文書122号(『入来院文書』)

4. 渋谷一族の分裂と統合

渋谷氏が南九州に地頭職を獲得する以前, 寛元3年(1245)5月11日, 渋谷定心は置文¹⁾を作製し, 4人の男子に配分した所領についての公事の負担その他についてのべている。事書には「定置, 公事并付諸事子息等可存知子細状」とある。「三郎, 四郎, 五郎, 二郎三郎, 譲状他筆也(花押)」とあることによつて, 譲状の作製と同時に書かれたものと思われる。この置文には, 渋谷氏の本領である相模国渋谷(吉田)荘はみえていないが, これは公事免だからである²⁾。

	美作国 河会郷	伊勢大類	打毛地利	大功田	公事定田
三郎	町段 17.4	9.0	3.0	—	10.0
四郎	2.3	—	—	10.4	4.3
五郎	4.0	—	—	—	1.6
二郎三郎	7.5	—	3.0	—	3.5
計	30.8	9.0	6.0	10.4	19.4

表の如く, 公事定田は19町4段で, 「色々公事等, 以此田数, 年来所勤来」であつた。置文は13条より或り, 公事に関するものは5カ条である。

- ① 京都大番は4人で「公事の田数分限=したかひ」つとめる。

- ② 鎌倉神事のとときの舎人の役は三郎（明重）がつとめる。
 ③ 鎌倉人夫役は打毛地利・深谷・藤意の地の負担で、3分の2は打毛地利でつとめる。人夫役が多いときは女子分にも宛てる。
 ④ 大床番役の5分の2は三郎の負担、残りは四郎以下3人で配分負担する。
 ⑤ 「大庭御まきをひかん時」は深谷・藤意の在家に100文を宛て、落合・下深谷の200文と合せて300文で人夫を設ける（文意通ぜず）。

残り8条の要旨を列記すると、⑥五所宮の祭礼・修理は分限に従いつとめる、⑦鎌倉の屋地は三郎に与えるが弟たちにも宿泊させること、⑧下人のこと、⑨女子分の在家田畠のこと、⑩子息らのうち恥づべき振舞があれば、他の兄弟が同心して所領をとりあげ配分せよ、⑪親のため孝あるものを親の死後に冷遇してはならない、⑫科なき人を責めて親の仏事料を取つてはならない、⑬所領を博奕にかけるようなものがあれば、一度は兄弟がたすけ、それでもやめないときは所領をとりあげ配分せよ。

宝治元年に入来院の地頭職をえた定心は当然讓状も改めたのであるが、置文も書改めた。建長2年（1250）10月20日付の同置文³は寛元のそれとほぼ同文であるが、所領の配分は表の如くなっていた。

	河会郷	大 類	打 鈍	大功田	入 来 院	公事定田
三 郎	町反 17.4.	町反 9.0.	町反 3.0.	—	町反 歩 18.7.180	町反 歩 7.4.
四 郎	2.3.	—	—	10.4.	18.7.180	4.7.180
五 郎	4.0.	—	—	—	18.7.180	3.0.
二郎三郎	7.5.	—	3.0.	—	10.4.270	3.1.
六郎次郎	—	—	—	—	8.2.270	1.2.
あら六	—	—	—	—	2.0.	—

置文の条項は、寛元の第1条・第10条が建長のそれでは脱けており、それに代つて建長置文では2カ条が加えられている。それだけを記すと、

- ① 領家・国司両方への公事は入来院75町の田数を基準として勤仕する。
 ② 子息らのうちこの所領を失うような場合には、残りの田数（得田）について、三郎明重が汰沙して公事を支配せしめる。

定心はその存生中に幾度か讓状を書いたであろう。しかし、建長5年（1253）11月29日、「としをいて、もうもうなるによりて、この状よりさきに、いかなる状ありといふとも、又こののも別状いてくといふとも、重經かそりやうには、いささかのわつらひあるましき也⁴」と書き、嫡男明重も連署しているのを最後として現存する讓状はない。その2年後の建長7年6月5日付將軍家政所下文⁵によつて重經の地頭職は安堵された。

重經以外の庶子については直接の史料は現存しないが、事情はほぼ同じだつた筈である。各人は分与されたそれぞれの所領の地頭職を所持し、独自の途を歩みはじめるのである。先の置文にみる如く、公事は分限に従い勤仕し、嫡男明重が強く庶子を統率したり、扶持したり又は強い規制を与えるようなことはない。それぞれ独立の御家人としての途を歩むのである。置文が望んだのは、そうした一族の協力同心であつた。

渋谷定心には5人の男子と4人の女子があつたが、史料の存するのは、そのうちの明重の後裔（入来院氏）・重賢の後裔・重經の後裔（寺尾氏）のみである。それぞれについて、その後の展開を簡単にみたい。

<入来院氏>明重は父定心から惣領として庶子に比して多くの所領を譲られたのであるが、それらを諸子に配分した。文永2年(1265)8月3日付譲状⁶⁾は、明重が平四郎有重に譲つた所領を記してあるが、それは相模国渋谷(吉田)上荘内清太入道西在家1字・同荘内藤意村内の立野5町・美作国河会郷内下森自上山宮西・薩摩国入来院内清色郷5分の3であつた。有重の所領は文永4年6月16日付関東下知状⁷⁾により安堵されたが、同日、六郎静重に譲られた河会郷内大足村・東木屋の所領も安堵されている⁸⁾。嫡男公重は「惣領職」の譲りをえたのであろうが、明重から公重への譲状は残っていない。しかし、文永7年に、塔原と市比野の堺相論に際して公重が寺尾重経と共に、塔原兵衛入道・市比野四郎三郎に宛てて連署の和与状を書いているのをみれば⁹⁾、彼が入来院家の惣領であつたと推定してよいであろう。その後、弘安3年(1280)5月8日、有重は所領を甥の重基(公重の子)に譲つた¹⁰⁾。同所領は有重が父明重から譲られた全所領であつた。有重は蒙古合戦に従軍し、弘安4年6月29日筑前で戦死した。弟の致重・重尚も一緒に戦死している。正応元年(1288)10月3日になつて、戦死した有重に対して、勲功賞として筑前国早良郡比伊郷地頭職(在家4字・田地10町・畠地等)が宛てられた¹¹⁾。

有重の弟致重の所領たる渋谷(吉田)荘内藤意立野・河会郷内下村半分・入来院内清色村・筑前国下長尾田地については、致重の女子2人が正応3年頃に相論したが、翌年和与し関東裁許状も下された¹²⁾。子供は2人の女子のみであつたが、辰童女は重賢流の重氏の室となり、弥陀童女は入来院重基の室となつた人である。憶測すれば、入来院氏と重賢流の所領争いともいえるであろうか。とにかく、致重流は入来院氏と重賢流に分割吸収され、消滅したことになる。

<重賢流>五郎重賢が父定心から譲られた所領は、渋谷荘内田在家・河会郷4町・入来院18町7段半という少いものであつたと思われる。重賢には重継・重世・重村の3子があつた。嫡子重継が父の重賢から譲られたのは渋谷荘上深谷郷内田在家・河会郷内亀石・土師村・入来院内副田村であつて、正応元年6月27日付関東下知状¹³⁾により安堵された。系図によると、重村は兄重継の養子になつたとされている。次子重世は渋谷荘内屋敷・田畠・立野と河会郷内亀石・土師村および入来院内副田村・阿波国大野荘北方内六方を所持していたが、大野荘は蒙古合戦の勲功賞で、他は重賢から譲与されたものであろう。正安元年(1299)8月17日付重世譲状¹⁴⁾は「しげよかしそくにたふへく候」といつているが、系図上では重世の後裔は見出せない。他に史料がないので推測するほかないが、結局は右の所領も重村の手中に入り、重継からうけた所領と共に重村の子である重氏に渡り、これに前述の妻辰童女所領が加えられて重氏女子(虎三)に譲られ、彼女が岡元重興室となつて岡元家の所領に加えられたのであろう。重世譲状が岡元家文書中に在ることは、この推測を裏付ける。かくして重賢流は岡元家に吸収され消滅したのである。

<岡元氏>岡元氏は明重の六男静重の後裔である。静重については殆ど史料がないが、元亨2年(1322)8月18日付譲状¹⁵⁾がある。静重が妻の尼教阿に後家分として阿波国大野新荘立江内八分一地頭職を与えたものである。これは一期分で、一期の後は「重知・重文・乙童女三人等分ニ限永代」り領知するよう定められていた。この3人は静重の子供である。右の所領内において「若新田出来之時者、重知三分二、重文三分一を分領すへし」とされていた。岡元氏はその後、静重一重知一重興と伝えられていくが、兄(と思われる)の重勝は入来院氏の重基の養子嗣となつた。

本流入来院氏は、明重—公重—長徳丸と伝えられたが、惣領長徳丸の早逝により弟の重基が相続した。一時その知行は舍弟次郎三郎定重(祐重)に押領されたが、定重の死後とりもどした¹⁶⁾。重基は惣領や弟の死によつて偶然にも入来院氏惣領となつたのであるが、このため養子の重勝はその跡を襲うことになつたのである。既に元弘元年(1331)9月11日に重基は重勝宛の譲状¹⁷⁾を

書いており「入来院清敷北方内村尾」を譲っている。次いで正慶2年(1333)閏2月15日にも譲状を書いたようであるが¹⁸⁾、康永2年(1343)2月8日付譲状¹⁹⁾と貞和2年(1346)11月26日付譲状²⁰⁾で重勝に所領を譲っている。先にふれた如く、重基は叔父有重の所領を譲られていたし、また妻の弥陀童女が叔父致重の娘であつたことから致重の所領の半分をも取得していた。もちろん父公重の所領も全部相続したわけで、従つて養子嗣重勝はそれら所領を併せて相続したことになる。かくして、明重から出た入来院氏流は、鎌倉後期から南北朝動乱期にかけて、庶子に財産を分与し分裂していつたにも拘らず、実際には静重流の岡元氏を分出したに止つたのである。また定心以後の渋谷氏全体としても、5人の男子に財産を分割したにも拘らず、重純・範幹流は長く続かずして他流に吸収されたとみられ、重賢流は入来院氏流と岡元氏流に吸収されてしまつていた。従つて、分出独立したのは重経の後裔たる寺尾氏のみであつたといえる。

<寺尾氏>重経にはじまる寺尾氏の様子は史料的にもかなり詳しくあとづけることができる。定心から所領を譲られた重経は建長7年(1255)に幕府の安堵をえていたが²¹⁾、建治3年(1277)9月13日、所領を嫡子重通・後家いちこ(尼妙蓮・重通の実母)・孫竹鶴に譲与した。重通に譲つた分は、渋谷上荘内寺尾村・伊勢国箕田大功田・入来院内塔原村・相模国おおかみ郷内在家2字と田1町・相模国四の宮のすきかきうち等であつた²²⁾。妙蓮の分は伊勢大功田2町大と屋敷等・入来院塔原村内弥毛原であつた。これらは一期分で「こけいちこりやうしてのち、ゆつりしやうにまかせて、をのをのちきやうすへし」とあるように、死後は重通と竹鶴が分割領知する筈であつた²³⁾。孫の竹鶴に譲られた分は渋谷上荘寺尾村の田在家・美作国河会郷内十町村河北であつた²⁴⁾。以上3人の所領は弘安元年(1278)6月3日に幕府により安堵された²⁵⁾。

重経には嫡子重通のほかに重員(為重)・頼重という2人の庶子があつた。ところが重経は、建治3年に重員・頼重兩人を不孝(義絶)に処した²⁶⁾。この処置に対して重員は北条義政に訴えたので²⁷⁾、義政は勘当を許すようにと木島道覚を使者として重経の許にやつた。しかし重経は翻意せず、以前に重員に与えた譲状も無効であると再び確認した。嫡子重通に対しては右の経過をのべると共に「きやうてい(兄弟)なれハとて、いぬもかよはさんにをきてハ、くさのかけにてもふしきニをもふへき也」と置文²⁸⁾している。それでも心配だつたのであろう。更に3通の置文を書いた。「ふけうののち、ふしきをいたすあいた、いよいよいこんまさる」「ゆはをの(後黄良)しま、えそか(徳昭)しまへなかつへし²⁹⁾」といい、彼らに所領を奪われようとしたら「女子にても、いきのこりて候はんものらよりあひて、定仏かあとのそりやうハするへし³⁰⁾」という憎みようである。弘安元年5月18日に妙蓮・重通は鎌倉に訴状を提出し、重員が濫妨を働くから徴肅を加えるように求めた³¹⁾。幕府は重員を鎌倉に召進するよう美作守護代に命じたが、重員は薩摩国入来院塔原に下向してしまつた。美作国河会郷には妻と代官を残し置いたので、「重道等不及取一塵得分」ず、剩え御教書を持参した使者を打擲・刃傷した。そこで重通は再び幕府に訴えたので³²⁾北条時宗は重員を召進めよとの御教書を六波羅に送つた³³⁾。恐らく翌弘安2年の春、重員は薩摩から鎌倉にのぼり陳状を提出した。同陳状³⁴⁾は5条より成るが大意を取ると次の如くである。

①不孝・義絶に処せられたというが、北条義政の計いで赦免されたのであるから、所領に濫妨したというのは当たらない。美作国に下向したのち、妙蓮は渋谷荘の屋敷を押領した。

②鎌倉の召符に応じなかつたというが、美作国にいた数カ月間に自分は何も聞いていない。自分は薩摩国で御教書をうけとると直ぐに鎌倉に参上した。召符に応じないといわれるのは心外である。

③自分のことを夜討・強盗・山賊・海賊の常習だというが、全く無実の悪口である。

④重通らが自分のことを濫妨していると訴えたのは5月19日で、重通らの所領を安堵したのは6月3日である。この間12日しかない。自分の陳答を聞かずに一方的な訴えだけで安堵するのは納得できない。

⑤重通らの持つ讓状が定仏の自筆かどうか疑わしい。

以上のような重員の陳状に対して、4月2日に妙蓮・重通・竹鶴女らは重訴状³⁵を提出して反駁した。

①重員が義絶されたことは父重経の自筆状に明かである。

②従つて義絶以前の讓状は無効である。

③安堵状を掠め給つたというが、これは既に父の存生中に二階堂行綱を通じて申請していたものである。

右の重訴状に対して重員は重陳状を提出して鎌倉の裁決をまつべきであつたが「不遂問答」ずに奥州に逃れ下つた。弘安2年12月23日、幕府はもちろん重通らの勝訴を宣した³⁶。

重通からその子息らへの所領讓与については直接の史料はない。ただ元亨から元徳に至る一族内の所領争いの過程で渋谷別当次郎丸がのべた言葉のうちに、その間の事情を窺わせるものがある³⁷。それによると、重通は所領の塔原村を南北に分け、北方を惣領分として重貞に、南方を庶子分として惟重に讓つたが、惣領重貞が惣領職を惟重に讓つたので、惟重は「庶子惣領兼帯知行」するに至つたという。惟重には多くの子があつたが、恐らく所領の処分を明確にしなかつたらしく、歿後に紛争が起つた。それは主として重広とその子別当次郎丸に対する重名の争いという形で展開された。

元亨3年(1323)6月、別当次郎丸代惟朝は鎮西探題に次の如く訴えた。即ち、入来院塔原郷内田藪は祖父惟重より相伝知行するところであるが、伯父重名が讓状もないのに押領し刈田狼藉に及んだので先に訴え、2度も御教書を下されたが重名はこれに應ぜず参陳しなかつた。よつて「急速被経御沙汰、為蒙御成敗」め重ねて言上する、と³⁸。重名側の申分は残っていないが、恐らく鎮西探題は「為未分之地」の間、配分あるべしと裁下したらしい³⁹。即ち、惟重の死後、処分状がなかつたか又は明瞭でなかつたために右の如き処置がとられたのであろう。ところが、これで問題が解決したわけではなく、恐らく正中2年(1325)に至つて、重広と別当次郎丸は鎌倉に訴えたいらしい。訴状は残っていないが、これに應えたと思われる重名の陳状の案文⁴⁰によつて、その論点をみると次の如くである。

<重広の主張>①別当次郎丸が嫡子たるべきは状⁴¹に明かである。重広は生得嫡子であるから「分限亦可預家督分御計」きである。即ち、重広は嫡男(法定嫡子)として、別当次郎丸は取立嫡子としての権利を主張する⁴²。②重名は伯母十町尼(竹鶴女)の養子であるから、実父惟重跡の得分親たることはできない。

<重名の主張>①別当次郎丸嫡子たるべしという惟重の状は、別当次郎丸の母が一門の渋谷河内太郎の娘だつたので「妻女腹」を賞していつたことである。だから重広の所領はもちろん別当次郎丸が相続すべきであろう。「本主未分死去之時、其子争父子相並而可有家督之望哉」一即ち父子2人とも得分親に入るといふことはありえない。自分は生得次男である上に、父惟重からは「孫次郎加分和於登羅須思伊宛天満伊羅世候也」という自筆状を貰つている。②十町尼は惟重の姉で、惟重が扶養していたのであるが、彼が伊勢国に下向したとき宿直のために自分を十町尼のもとに留められたのである。もし自分を養子にしたのなら書札宛書に「十町弥四郎」(弥四郎は重名のこと一阿部註)と書くべきなのに「寺尾弥四郎」と書いている。もし「就于一旦在所、可

号他人養子」きなら、別当次郎も薩摩国滝（高城）郡の自分の妹（明言尼）のところに止住していたことがあるから、その養子になつたというべきである。嫡子たるべき要件は、在所によるのではなく本主の素意によるのである。

次いで同じ正中2年6月（27日か？）別当次郎丸は追進状を提出した⁴³。追進状は三問三答ののちに提出するもので、沙汰未練書に「追加申状トハ、三問三答之外、追訴状也」とあるものである。その採否は裁判所の判断にかかつていた⁴⁴。追進状における別当次郎丸の主張を要約すると次の如くである。

<別当次郎丸の主張>①塔原郷南方は庶子分として内重に、北方は惣領職として別当次郎丸に譲られたのである。②重名は、一方では「未分之跡」と称して配分を要求し、一方では郷内田園を押領している。③重名は十町尼の養子である。元亨元年事書に「被養他人之族者、縦雖望□父之遺領、無譲状者、不及沙汰」とある。従つて重名には相続権はない。

右に対する重名の陳情⁴⁵は正中2年7月日付で出されたが、その要旨は次の如くであつた。

<重名の主張>①訴陳は三問三答で終るべきなのに、追進状を認めるのは「御沙汰延引之基」である。しかも副進具書等は略本訴と同篇であるし⁴⁶、別当次郎丸が譲状を所持していないことは既に明白になつている。②十町尼には実子がある。なんで自分を養子にとることがあろうか。③元亨元年御事書の件は「背明文令引申之条、不可説次第」である。

この争いは、恐らく正中2年内か翌年には裁決をえたであろうが直接の史料はない。恐らく、惟重遺領を配分すべしという判定であつたと思う。それに従つて、惟重の遺族らは所領の配分を一応行つたかもしれないが、簡単には折合いはつかかなかつたであろう。嘉暦2年（1327）閏9月28日付鎮西御教書⁴⁷は重名と内重の争いにつき内重を召喚しているが、これは紛争の一端を示すものである。そして恐らく被相続者たちは各々の所領の安堵を幕府に要請した。しかし各人の主張するところが異り、同一所領を幾人かで安堵を乞うたりして、幕府も個別の安堵状を簡単に出すわけにはいかなかつた。そこで幕府は惟重の遺領を注進させた。嘉暦3年12月21日付重広注進状⁴⁸はそれであるが、翌4年5月日付重名注進状⁴⁹は重広注進の誤り・偽りを指摘することを目的として出された遺領注文である。これら注文に基いて幕府は別当次郎丸以下8人に個別の安堵状を出した。いずれも元徳元年（1329）10月20日付である⁵⁰。相続した8人の所領は次の如くであつた。

重広～渋谷荘寺尾村内田4段・在家2字、入来院塔原郷内田6町・在家20字

重名～入来院塔原郷内田2町9段・在家9字

別当次郎丸～入来院塔原郷内田2町9段・在家9字

尼妙智～入来院塔原郷内田2町5段・在家5字

内重～入来院塔原郷内田1町8段・在家3字

重見～入来院塔原郷内田1町・在家2字

鶴王丸～入来院塔原郷内田5段半・在家1字

平氏字某～入来院塔原郷内田3段・在家1字

配分にみる如く、ここにあげられたのは本領渋谷荘と入来院塔原郷だけである。注文には、当知行分として、筑前国早良郡下長尾荘内田畠屋敷、筑後国三奈木荘内畠、伊勢国大功田がみえるが、これらがどう処分されたか明かでない。また右の配分によれば重広が惣領と認められたことは明かである。惟重の譲状が確認されなかつた以上、生得嫡子たる重広を惣領としたのは当然である。重名と別当次郎丸は全く同額となつている。しかし注目すべきことは、この配分によつて所領が

細分されたことである。しかも寺尾一族は各々分立した一家を立てて、以後統合されることがなかつた。それぞれ小領主に転落したのである。こうした形で寺尾氏は南北朝の動乱期を迎えた。静重に始る岡元氏にしても余り多くもない所領を持つ小領主にすぎなかつた。それにひきかえ、本流となつた入来院氏は、岡元氏を分出したのみで、所領を分散すること少くして鎌倉期を終り南北朝動乱以後の激動期に入つていつた。しかも所領の分散を防止し、軍事力を維持するための惣領権の強化→単独相統の形をとることにより、岡元氏・寺尾氏に対して優位を保つことをえたのである。

註

- 1) 入来院家文書80号(『入来文書』)
- 2) 吾妻鏡・養和元年8月27日条
- 3) 入来院家文書53号, 56号(『入来文書』)
- 4) 入来院家文書51号(『入来文書』)
- 5) 入来院家文書 213号の1(『入来文書』)
- 6) 入来院家文書78号(『入来文書』)
- 7) 入来院家文書76号(『入来文書』)
- 8) 岡元家文書38号・関東下知状写(『入来文書』)
- 9) 入来院家文書64号, 89号・文永7年10月15日付(『入来文書』)
- 10) 入来院家文書90号(『入来文書』)
- 11) 入来院家文書49号・蒙古合戦勲功配分状(『入来文書』)
- 12) 岡元家文書5号・正応4年8月28日付(『入来文書』)
- 13) 岡元家文書1号(『入来文書』)
- 14) 岡元家文書7号(『入来文書』)
- 15) 岡元家文書14号(『入来文書』)
- 16) 入来院家文書52号・貞和2年11月26日付渋谷重基置文案(『入来文書』)
- 17) 入来院家文書65号(『入来文書』)
- 18) 入来院家文書52号(註16)
- 19) 入来院家文書69号(『入来文書』)
- 20) 入来院家文書68号(『入来文書』)
- 21) 入来院家文書 213号の1・建長7年6月5日付將軍家政所下文案(『入来文書』)
- 22) 入来院家文書 213号の2(『入来文書』)
- 23) 入来院家文書 213号の9・建治3年9月13日付渋谷重経諫状案(『入来文書』)
- 24) 入来院家文書 213号の10・建治3年9月13日付渋谷重経諫状案(『入来文書』)
- 25) 入来院家文書 213号の3, 4(『入来文書』)
- 26) 入来院家文書 213号の4・建治3年4月5日付渋谷重経書状案(『入来文書』)
- 27) 重員は北条義政のもとに祝候していた因縁による。入来院家文書 213号の15・欠年渋谷為重陳状(『入来文書』)
- 28) 入来院家文書 213号の5・建治3年6月24日付置文案(『入来文書』)
- 29) 入来院家文書 213号の6・建治3年10月21日付置文案(『入来文書』)
- 30) 入来院家文書 213号の8・建治3年12月1日付置文案(『入来文書』)
- 31) 入来院家文書 213号の12(『入来文書』)
- 32) 入来院家文書 213号の13・欠年(『入来文書』)
- 33) 入来院家文書 213号の14・弘安元年8月14日付関東御教書案(『入来文書』)
- 34) 入来院家文書 213号の15(註27)
- 35) 入来院家文書 213号の16(『入来文書』)
- 36) 入来院家文書79号(『入来文書』), なお美作国の渋谷一族については峯相記(続史籍集覧1)に断片的な記事がある。
- 37) 寺尾家文書6号の1・正中2年6月日付別当次郎丸追進状案(『入来文書』)
- 38) 寺尾家文書3号(『入来文書』)
- 39) 寺尾家文書4号・渋谷重名陳状案(『入来文書』), なお御成敗式目第27条に「未処分跡事」として「右且隨奉公之浅深, 目糺器量之堪否, 各任時宜可被充」とある。
- 40) 寺尾家文書4号(註39)
- 41) 欠字で不明ながら惟重の状—寺尾家文書6号の3・欠年6月1日付惟重書状案(『入来文書』)のことか。

但し訴訟の副進文書であり、真偽決しがたい。

- 42) 法定嫡子・生得嫡子・取立嫡子等については、石井良助『日本法制史概説』354～5 頁参照。
- 43) 寺尾家文書 5号・6号（『入来文書』）
- 44) 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』134～6 頁参照。
- 45) 清色亀鑑 7号（『入来文書』）
- 46) 追進状の提出は証拠書類についてのみ許されるのが通例である。石井良助前掲書（註44）136 頁。
- 47) 寺尾家文書 9号（『入来文書』）
- 48) 入来院家文書84号（『入来文書』）
- 49) 入来院家文書98号，寺尾家文書10号（『入来文書』），本文中に「如重広注文者……」という註記がある。
- 50) 入来院家文書54号・95号（『入来文書』）

5. あ と が き

以上本稿は、鎌倉幕府の成立が辺境の地においてどのような意味を持つたかという点を考えるための、ひとつの手がかりをうることを目的としたものである。後半の、渋谷一族の分裂と統合についての考察は、当然在地の構造と対応させて行われなければならぬものであるが、紙幅の関係で次の機会に譲る。「はしがき」の註でものべたように、本稿は、「南九州における封建社会の展開過程」の一部であり、次いで行う予定の鎌倉後期の在地構造、南北朝動乱期の考察の前提となるべきものである。続稿は近い将来に発表するつもりである。

なお本稿の主要史料たる『入来文書』は朝河貫一著書刊行委員会編（昭和30年，日本学術振興会発行）のものである。ここに記して謝意を表する。